

アンカーニュース

江東区 住宅の耐震診断助成を拡大

東京都江東区は住宅の耐震診断助成を拡充しました。マンションでは「築後7年以上」という従来の条件をなくし、診断費の3分の1だった補助率を2分の1（上限150万円）へ引き上げました。地震に弱い住宅を洗い出して改修を促し、将来予想される大規模地震の被害を減らす狙いがあります。

1981年以前の旧耐震基準で建築された木造住宅については、工法など江東区が指定した条件を満たせば、簡易耐震診断を無料で受けられるように変更されました。改修が必要と診断された建物は、精密診断と補強計画作りの費用（上限10万円）や、改修工事費の半分（上限50万円）を助成します。

江東区はこれまでマンション耐震診断に対し、計画修繕調査支援事業の一環として費用を助成してきました。耐震偽装問題の発覚などを受け、2006年度からは助成策を充実し、マンション修繕を含めて総計3300万円の予算を計上しました。また、建物の耐火化も促すようです。

住宅の耐震対策については、東京都が民間の優良工法を選定・紹介するなど、自治体が力を入れています。国の中央防災会議も4月に、首都圏直下地震に備えて住宅・建物の耐震化率を75%から90%へ高めることを目標に掲げました。

（平成18年6月7日 日本経済新聞 第33面）



発行者

合同事務所 アンカー

（司法書士・土地家屋調査士・行政書士）

〒107-0052 東京都港区赤坂三丁目 21 番 4 号

新日本ビルディング赤坂 4 階

TEL 03-5575-3457 FAX 03-5575-9385

担当：朝比奈